

## 生活のきまり

### I 生活の基調

- 1 この「生活のきまり」は、本校の教育目標から考えて、学校生活・社会生活において、本校生にふさわしいものとして示したものであり、自主的にこれを充実・発展させるよう努力する。
- 2 常に学校・社会の一員であるということを念頭において、明るく健康な生活をするよう努力する。
- 3 本校生徒としての自覚を持ち、社会人としての基礎を培うよう努力する。

### II 服装・頭髪・身だしなみについて

服装は本校指定の制服を着用し、清潔に心がける。

#### 1 制服

- 本校指定のブレザー・ネクタイ・リボン・ズボン・スカートを着用すること。気温に応じて、着用を認められるセーター・ベストも、本校指定のものとする。
- ワイシャツ・ブラウスは白色のみとする。
- ハイソックスの色は、白・紺・黒とする。ストッキングは上記の他に肌色も認める。冬季にソックスを重ね履きする際は、ストッキングやタイツと同系色とし、落ち着いたデザインとする。

#### (1) 校内

ブレザーは、気温・体調に合わせ、教室等で脱いでも構わない（集会等は着用すること。略装時は除く）。但し、女子のブラウスのみは禁止とし、セーターもしくはベストを着用すること。

#### (2) 校外（登下校等）

本校指定の制服を着用すること。寒い場合は、外套の着用を認める。

#### (3) 夏季略装

- 本校指定の夏季用スラックス・スカートを着用すること。女子のブラウスのみは禁止とし、セーターもしくはベストを着用すること。気温に応じて本校指定のポロシャツを着用しても良い。（夏季のみ着用）

#### (4) 確認事項

##### ①雨天時

雨具としてふさわしいものを着用する。

##### ②低温時

オーバー・コート類は、ブレザーの上に着用し、色・形状を含め、落ち着いたデザインのものとする。

##### ③スカート丈

膝（膝蓋骨）中央を上限とし、膝下（膝蓋骨下）5cmを下限とする。

##### ④セーター・ベスト類

本校指定のセーター・ベストを気温に応じて着用して良い。指定以外は、登下

校を含め着用を禁止する。

⑤異装

服装について、やむを得ない事情が生じた時は、担任を経てあらかじめ生徒指導部に願い出て異装の許可を受ける。

- 2 頭髪は清潔を旨とし、見苦しくないようにする。パーマ・脱色・染色・極端な髪型やカットなどの加工をしない。
- 3 化粧や華美な装飾はしない。
- 4 履物は上靴・外靴の区別をする。
  - (1)上靴は学校の指定したものとする。
  - (2)部活動や、外で行う体育時に使用するものは別にする。
  - (3)外靴は通学に適したものとする。
- 5 靴は必要な学習用具が入るものとする。
- 6 上記のことに違反した場合は速やかに改善する。

III 校内生活

- 1 校内生活は日課表に基づいて行動する。
- 2 校内生活では常に挨拶を心がける。
- 3 始業時から放課後まで、無断で校地外に出てはいけない。
- 4 校舎・校具を大切にし、清掃を徹底して、気持ち良く学習できる環境を作る。
- 5 遺失物・拾得物は速やかに生徒指導部の先生に届け出る。
- 6 貴重品・金銭の取扱いには充分注意し、生徒相互間の貸借および物品の売買はしない。
- 7 友人間の交際はお互いの人格を尊重し、節度と礼儀を守り、良識をもって行う。
- 8 下記の場合は届・願を提出、または許可を受ける。

(1)遅刻 (2)早退 (3)外出

9 携帯電話（スマートフォン等）について

使用は登下校に限る。校舎に入る際は電源を切り、鞆等に入れる。放課後であっても部活動などの教育活動中は使用禁止。使用場所については、生徒玄関前の前庭のみとする。（生徒玄関内も使用不可）

IV 校外生活

- 1 外出の際は身分証明書を必ず携帯する。
- 2 夜間外出時の帰宅は午後9時までとし、保護者に無断の外泊はしない。
- 3 アルバイトは原則として認めない。ただし、特別の事情がある場合は別途協議する。
- 4 部活動のための登校や遠征の場合の服装は制服または校名入りのジャージなどとする。
- 5 下記の場合は届・願を提出、または許可を受ける。

(1)下宿・間借り等

(2)旅行

(3)外部団体への加入および活動

V 交通安全

- 1 交通ルール・交通道徳を守り，責任ある行動をとる。万が一事故に遭遇した場合は，速やかに警察や救急車の手配をする。相手の情報（名前や住所等）を確認し，学校への連絡も必ずする。
- 2 自動車・自動二輪（原付含）
  - (1) 上記の運転免許取得は原則として禁ずる。
  - (2) 特別な事情がある場合は，保護者が担任を経て学校に申し出る。
- 3 自転車通学
  - (1) 担任を経て所定の用紙で生徒指導部に願い出て許可を受ける。（提出用紙は自転車通学許可願）
  - (2) 通学期間は学校が指示する期間とする。
  - (3) 著しく交通ルールを逸脱した場合は通学許可を取り消すことがある。  
※自転車通学生は，「自転車保険」に加入しなければならない。

#### VI 政治的活動・選挙運動

- 1 学校の構内では政治的活動，選挙運動を行わないこと。
- 2 学校の構外では，学業，生活に支障が出ないように，家庭の理解のもと各自の判断で行う。  
\*ただし，18歳未満の者は構内，構外を問わず，政治的活動，選挙運動は一切認められていない。